

しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会設置要領

(目的)

第1条

「しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（以下「分科会」という。）」は、琵琶湖の保全および再生に資する研究や技術開発を行うとともに、その成果等を産学官連携のもとで水環境ビジネスに関連する技術開発や水産業の振興、行政施策につなげることにより、国内外の水環境問題の解決に資するとともに、地方創生を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条

分科会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 琵琶湖の保全および再生に資する共同研究
- (2) 研究成果等の情報の共有化
- (3) 情報交流会等の開催によるシーズやニーズに関する情報の提供や会員間の交流
- (4) 水環境ビジネスに関する技術開発等の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、分科会の目的達成に必要な事業

(組織)

第3条

分科会は、しが水環境ビジネス推進フォーラムの会員をもって構成する。

(ワーキンググループ)

第4条

分科会は、その所掌事項において、具体的な内容を検討するためのワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、検討事項の経過等を分科会に報告する。

(事務局)

第5条

分科会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課および商工観光労働部商工政策課内に置く。

(その他)

第6条

この要領に定めるほか、分科会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。